

12月は**年末年始特別警戒取締り**を実施！！

～ひったくりや空き巣に注意しましょう～

期間 **12月10日（金）から翌年1月3日（月）までの間**

千葉県警では特に、

パトロールや**交通取締り**などを強化します

皆様も犯罪の被害に遭わないよう注意して、

楽しい年末年始を過ごしましょう。

また、

飲酒運転を絶対にしない・させない、許さない

地域から飲酒運転を根絶していきましょう！



日の出交番

だより

特別

ポウガン
のこと

クロスボウの所持が原則禁止されます

銃砲刀剣類所持等取締法の改正に基づき、

令和4年3月15日から**クロスボウの所持が原則禁止**となります。

現在クロスボウを所持している方は・・・

- ① 法施行日令和4年3月15日から6か月の間
(令和4年9月14日まで)に、住所地を管轄する警察署に
所持許可の申請をする。
- ② 警察署等に廃棄を依頼する。
- ③ 適法に所持できる方へ譲渡する。(警察へ要相談)

のいずれかの措置を執ってください。

経過措置期間にいずれの措置も執らずにクロスボウを所持した場合は、不法所持として、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**に処せられます。

クロスボウの廃棄、譲渡については最寄りの警察署の**生活安全課**までご相談ください。

12月号

管内犯罪発生状況

自転車盗	4件
万引き	4件
占有離脱物横領	1件

12月10日から16日までは

「**北朝鮮人権侵害問題啓発週間**」です。

拉致問題を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題は、

国際社会を挙げて取り組むべき課題

とされています。

解決のためには、この問題についての

関心と認識を深めていくことが大切です。

令和4年

千葉県警察年頭視閲につつま

しては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、無観客で開催することとしました。

皆様のご理解をお願い申し上げます。

